

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する 規則の制定について

東京都教育庁出張所設置等に関する規則（昭和32年東京都教育委員会規則第23号）の一部を改正する規則を制定する議案を付議する。

記

1 改正内容

都教育委員会は、本規則に基づき、大島町、三宅村及び八丈町に出張所を設置しており、各出張所は、その管轄する町村の教育委員会に対して、教育に関する事務についての指導・助言、小・中学校の教職員の人事・給与、教職員住宅の維持管理等を行っている。

他方、小笠原村については昭和54年に小笠原村教育委員会が設置されて以来、出張所を置かず、小笠原村教育委員会及び都教育庁が直接事務を実施してきた。

しかし、近年、教育をめぐる動きは複雑化・多様化しており、また、DX化の進展などに伴い、小笠原村教育委員会の業務負担が増加していることから、小笠原村の教育体制の充実・強化を図るため、新たに小笠原出張所を設置することとし、ついでには、第2条の表に東京都教育庁小笠原出張所を加える。

名称	位置	管轄区域
東京都教育庁小笠原出張所	東京都小笠原村父島字西町	小笠原村

2 施行期日

令和6年4月1日

3 その他

本案決定後、公報掲載を知事に依頼する。

第七号議案

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、
公布する。

令和六年二月一日

東京都教育委員会

（提案理由）

東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、規定を整備する必要がある。

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則
東京都教育庁出張所設置等に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十
三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表東京都教育庁八丈出張所の項の次に次のように加える。

東京都教育庁	東京都小笠原村父島字	小	笠	原	村
小笠原出張所	西町				

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （設置）</p> <p>第二条（現行のとおり） （設置）</p> <p>名 称 位 置 管轄区域</p> <p>東京都教育庁 大島出張所か ら東京都教育 庁八丈出張所 まで</p> <p>東京都教育庁 小笠原出張所 西町</p> <p>東京都小笠原村父島字 小笠原村</p> <p>第三条から第九条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （設置）</p> <p>第二条（略） （略）</p> <p>名 称 位 置 管轄区域</p> <p>東京都教育庁 大島出張所か ら東京都教育 庁八丈出張所 まで</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第三条から第九条まで（略）</p>